

# 空港別収支試算結果の公表について(1/2)

## 空港別収支試算結果の公表について

沖縄県管理空港の収支は、支出が収入を上回る結果となっております。その理由のひとつとして、着陸料を離島振興のため減免していることがあげられます。

### (1) 空港別収支試算結果公表の意義

空港別収支の公表については、空港の設置及び管理に関する基本方針(平成20年12月24日付け国土交通省告示第1504号)において、空港の収支状況を公開し、空港管理の透明性を確保することが求められています。

また、わが国の空港行政の重点が整備から運営へシフトしていく現状において、空港別収支を公表することは、今後の空港管理のあり方に大きく寄与するものと考えております。

こうしたことから、沖縄県管理の離島空港について、空港毎の収支がどのようになっているのか試算を行い、公表することとします。

### (2) 収支試算における対象空港について

今回空港別収支を公表する空港は、沖縄県の管理する空港のうち、下地島空港を除く以下の11空港とします。

石垣空港、宮古空港、久米島空港、与那国空港、南大東空港、北大東空港  
多良間空港、粟国空港、波照間空港、慶良間空港、伊江島空港

※下地島空港については、他の空港と運営方法が異なることから対象から外しております。

### (3) 収支試算における対象事業について

今回、空港別収支を試算するにあたっては、空港管理運営費、県単離島空港整備事業、公共離島空港整備事業、沖縄振興特別推進交付金(県の実施する直接補助事業に限る)、離島空港騒音対策事業、以上5つの事業を対象としております。

各対象事業中から収入項目及び支出項目を抽出し、その差額をもって空港別の収支としております。

※沖縄振興特別推進交付金(県の実施する直接補助事業に限る)は、平成27年度収支試算表から計上。

# 空港別収支試算結果の公表について(2/2)

## (4) 空港別収支試算結果公表による効果について

- ① 空港別に収支を試算し公表することによって、どの空港でどの程度の収入があるのか、どの空港にどの程度支出が行なわれているのか、明らかになります。
- ② 空港別収支試算の公表を継続的に行っていくことにより、空港管理の透明性を確保することができ、空港の効率的な管理や利用促進の推進につながります。

## (5) 空港別収支試算結果における留意点について

- ① 航空機燃料譲与税については空港別の金額が公表されていないため、空港所在市町村への譲与額及び着陸料を元に配分割合を想定し、空港別の金額を算出しております。当然、その算出方法によって金額が変わりうるものであることに留意が必要です。
- ② 公表する空港別収支については試算となっております。その理由は、空港の収支を構成する要素(収入項目・支出項目)は様々であり、その要素の組合せ次第で収支結果が変わってくるからです。  
また前述①についても、試算とした理由の1つとなっております。
- ③ 空港の意義・必要性は、収支だけをもって論じることはできません。  
空港は、県民、観光客に大きな利便をもたらす、県民生活の向上、産業の発展に資するとともに、地域に大きな経済効果をもたらすインフラであります。  
特に多くの離島を抱える沖縄県においては、その意義・必要性は高いものがあります。空港の意義・必要性を考える上では、その収支だけではなく空港のもたらす便益を考慮に入れて議論する必要があると考えております。

## ※参考 着陸料と航空運賃について

空港の管理運営の大きな財源となっている着陸料については、離島住民の生活の安定・向上及び離島振興を目的に航空会社等に減免措置を実施しております。

普通着陸料を、重量が15トン未満の航空機については全額減免、15トン以上の航空機については80%を減免しております。

また、ターボジェット機のみ課される特別着陸料については、70%を減免しております。

着陸料の減免分については、航空会社が行なう離島住民を対象とした、航空運賃の離島住民割引の原資の一部となる等、県民の方々に還元されております。